

令和 6 年度
旧車両管理事務所・東清掃事務所
地歴調査及び表土調査業務

仕 様 書

札幌市環境局

業務仕様書

1 業務名

令和6年度 旧車両管理事務所・東清掃事務所地歴調査及び表土調査業務

2 業務概要

本業務は、旧車両管理事務所及び東清掃事務所敷地において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に定める調査方法に準じて、調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）し、これに並行して表土調査を行い、土壤汚染対策法第14条に基づく申請の根拠資料を作成することを目的とする。

本業務の履行場所は令和4年度に地歴調査を行っているため、地歴調査においては令和4年度調査時点から現在までの調査を行うものとする。

3 履行場所

名称	所在地	面積	備考
旧車両管理事務所	札幌市東区丘珠町8 73-3	11,849㎡ (1筆)	敷地平面図（別紙1）
東清掃事務所	札幌市東区丘珠町8 73-1	15,360㎡ (1筆)	敷地平面図（別紙2）

4 履行期間

契約締結日～令和6年10月31日（木）

5 業務内容

(1) 地歴調査業務

本業務は「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改定第3.1版）」に基づいて行い、下記の事項を実施する。

ア 打ち合わせ・協議

本業務を実施するために必要な打ち合わせ・協議を実施する。打ち合わせ回数は、業務着手前及び完了時を含み3回程度とする。

イ 資料収集・調査

土壤汚染状況調査を実施する対象地の範囲を確定するための情報、土地の用途及び地表の高さの変更・地質に関する情報、特定有害物質による汚染のおそれに関する情報等、対象地の履歴を調査するための公的資料・私的資料・一般公表資料の収集を実施する。

ウ 現地調査・聞き取り調査

現地の確認、関係者への聞き取り調査を実施する。

エ 考察・報文執筆

資料調査、聞き取り調査、現地調査等で収集した情報を取りまとめ、試料採取等対象物質の特定、土壤汚染のおそれの区分の分類を行ない、報告書の作成を行う。

オ 表土調査用図面作成

上記ア～エに基づき、環境局環境都市推進部環境対策課と協議し、表土調査を行う際の図面の作成を行う。なお、参考資料として、令和4年度に作成した表土調査用図面を提供する（別紙3）。

(2) 表土調査業務

本業務は「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改定第3.1版）」に基づいて行い、下記の事項を実施する。各調査地点数は想定であり、実際の調査は前項オで作成する表土調査用図面に基づくものとする。ただし、別紙3におけるA～E列については調査が完了していることから、本業務における表土調査の対象はF及びG列のみとする。

ア 位置測量

試料採取等を行う区画について、土壤汚染対策法に基づき単位区画及び30m格子を設定する。

イ 土壤試料採取及び埋戻し 36箇所（別紙3参照）

採取は表層（地表から深さ5cmまで）の土壤と、深さ5cm～50cmまでの土壤を各々採取し、重量が均等になるように混合して1試料とする。

ウ 土壤試料採取及びボーリング孔閉塞 6箇所（別紙3参照）

採取深度1.0m～2.3m、オールコアボーリングφ86mm（粘性土）、試料採取後はボーリング孔を閉塞する。

エ 土壤ガス試料採取（捕集バック法） 13箇所（別紙3参照）

地表から深度0.8m～1mの土壤ガスを採取する。

オ 舗装掘削（表層部のコアリング） 8箇所（別紙3参照）

土壤試料採取にあたり、地表面がコンクリート等で被覆されている箇所について、コンクリートカッター等を用いて削孔する。

カ 土壤ガス現地分析（GC-PID分析）

採取した土壤ガスに含まれる、地歴調査にて試料採取の対象と判断された第1種特定有害物質（別添3参照）について分析する。

キ 土壤分析（検体数）

- ・溶出量試験 カドミウム（11）、六価クロム（11）、シアン（11）、水銀（11）、セレン（11）、鉛（11）、砒素（11）、PCB（11）
- ・含有量試験 カドミウム（11）、六価クロム（11）、シアン（11）、水銀（11）、セレン（11）、鉛（11）、砒素（11）

ク その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所等の詳細については、協議の上決定すること。

なお、試料採取数及び分析検体数は、位置測量の結果に応じ単位区画及び30m格子の再設定を行った場合は、適切な数量に再設定すること。

6 業務管理

- (1) 委託者（以下「甲」という。）との打合せは業務着手前、中間、業務着手後に行うものとする。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、業務計画書・業務日程表を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、主任技術者に土壤汚染調査技術管理者の資格保有者を設置しなければならない。
- (4) 乙は、主任技術者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。

- (5) 本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。

7 安全の確保

業務の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、乙は事故に対する一切の責任を負うこと。

8 資料の貸与

- (1) 甲は、乙から依頼があった場合には、仕様書に定められた図面及びその関係資料等を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された図面及び関係資料を成果品の納入時まで返還しなければならない。

【貸出資料】

・旧車両管理事務所・東清掃事務所地歴調査業務 報告書

6 提出資料

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等指定通知書
- (3) 技術管理者証の写し
- (4) 技術者経歴書
- (5) 技術者の雇用関係を証明できる書類
- (6) 業務計画書・業務日程表
- (7) 業務完了届
- (8) 成果品（調査報告書）
- (9) 請求書

7 成果品

- (1) 調査報告書 A4判 3部
- (2) 調査方法、調査内容、調査結果を整理し作成すること。
- (3) 壤汚染対策法第14条に基づき指定の申請を行うことを想定し内容を整理すること。

8 検査

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品の記入もれ、不備または誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

9 その他

- (1) 「土壌汚染対策法」、「土壌汚染対策法施行規則」、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、土壌汚染状況調査を行うこと。
- (2) この仕様書に明記されていない事項については、双方の協議によるものとする。
- (3) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行うこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合は、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。

- (4) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。

10 担当

札幌市環境局環境事業部業務課 畠山

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 市役所本庁舎 13 階 Tel011-211-2916)